

災害時等における隊友会の協力に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会山形県隊友会（以下「乙」という。）は、大規模な災害等から県民の生命、身体及び財産を守るため行う協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県内において自然災害、大規模事故、武力攻撃事態等又は緊急対処事態、その他県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 対策本部、対策本部地域支部（以下「本部等」という。）の運営に必要な情報の収集・整理業務の補助（本部等事務局活動、市町村連絡調整員の活動補助、地域被害情報の通報等）
- (2) 災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助
- (3) 自ら避難することが困難な者（高齢者、障害者、乳幼児等）の避難及び誘導の補助
- (4) 給水、炊き出しその他の救援活動の補助
- (5) 避難所の開設及び運営の補助
- (6) がれきの撤去、清掃及び防疫の補助
- (7) 物資、資材等の配分及び運送の補助
- (8) その他甲が必要と認める業務の補助

（協力の要請等）

第3条 甲は、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは、様式第1号により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、その後速やかに当該文書を送付するものとする。

- 2 甲は、乙に対して要請した協力の必要が無くなった時は、速やかに様式第2号により乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請により可能な範囲で協力するものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の会員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分に配慮するものとする。

- 2 甲は、甲が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する乙の会員に対し特殊標章等（国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章又は身分証明書という。）を交付するものとする。
- 3 乙の会員は、交付された特殊標章等を適切に管理し、国民保護措置を実施する者の識別のために必要なときは、国民保護法の規定に基づき使用するものとする

（第三者等に対する損害）

第5条 乙は、甲及び甲に要請の依頼を行った市町村の責めに帰さない事由により、第3条に定める協力の実施に伴って第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償等）

第6条 甲が乙に協力を要請した場合は、乙は乙の負担でボランティア保険に加入するものとする。

- 2 甲は、その要請により協力をした乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、国民保護法、災害対策基本法その他関係する法律（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が協力を行うために要した経費については、原則として乙が負担するものとする。

（平常時の協力）

第8条 甲及び乙は、協力を円滑に実施するため、平素から情報交換を行うものとする。

- 2 乙は、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。また甲は、乙の協力を必要とする支援を行うものとする。
- 3 乙の会員が訓練等に参加するための費用は、乙の負担とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は協力内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成25年7月25日

甲 山形県知事

吉村美栄子

乙 公益社団法人隊友会山形県隊友会

会長

阿部昭夫

技術職OBによる災害支援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内における災害復旧が円滑に進むよう、技術職OBの協力を得て、山形県（以下「甲」という。）と公益財団法人山形県建設技術センター（以下「乙」という。）が連携して被災市町村等を支援するため、当該支援の実施に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 技術職OB

山形県の技術職（土木職、建築職、農業土木職など）の職員であった者

(2) 山形県災害復旧支援エンジニア制度

災害時において、乙が市町村等の要請に応じて、予め登録された技術職OBを市町村等に派遣し、市町村等が行う被災状況調査などの災害復旧業務をサポートする制度

(役割分担)

第3条 乙は、山形県災害復旧支援エンジニア制度（以下「エンジニア制度」という。）を運営するため、以下の業務を行う。

(1) 山形県災害復旧支援エンジニア（以下「エンジニア」という。）の登録業務

(2) エンジニアに対する資質向上のための研修

(3) エンジニアの派遣要請の受付及びエンジニアの派遣

(4) その他日常の連絡調整などエンジニア制度運営のための事務局業務

2 甲は、乙に対し、エンジニア制度が効果的に運営されるよう、以下の支援を行う。

(1) エンジニア制度の県内市町村等への周知

(2) 技術職OBが加入している任意の親睦団体等を通じての技術職OBに対するエンジニア制度への参加の働きかけ

(3) 登録された技術職OBへの被服（ヘルメット、上下作業着、長靴等）の貸与

(担当窓口)

第4条 この協定に関する担当窓口は、甲においては、山形県危機管理・くらし安心局危機管理課とし、乙においては、公益財団法人山形県建設技術センター総務企画部とする。

(情報提供)

第5条 乙は、エンジニア制度の実施状況について、適宜、甲に情報提供する。

2 甲は、市町村から災害復旧に係る応援要請があった場合は、速やかに乙に情報提供する。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議のうえ定める。

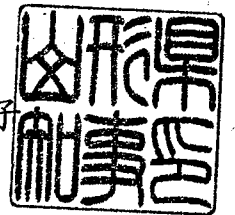
(適用)

第7条 この協定は、平成25年7月25日から適用する。

2 この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成25年7月25日

甲 山形県知事 吉村 美栄 子



乙 公益財団法人山形県建設技術センター

理事長 岡 邦彦

